

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要領

制定 平成23年10月1日

第1 趣旨

この要領は、京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 食品等事業者の特例

要綱第2第1号に規定する別に定める事業者とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「法」という。）第55条又は食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法第52条の規定により許可を受けた事業者、法第57条の規定により届出を行った事業者と委託契約等を締結し、実質的にその営業施設で調理等の行為を行う事業者をいう。

- 2 実質的にその営業施設で調理等の行為を行う事業者名による認証申請等を行う場合は、許可を受けた事業者又は届出を行った事業者との間の委託内容を証する書類又は写しを添付するものとする。

第3 営業施設の特例

要綱第2第2号に規定する別に定める施設とは、次の各号の要件を満たす京都市外にある製造施設をいう。

- (1) 京都市内に本社若しくは営業施設等を有していること。
- (2) 原則として、京都市外にある製造施設を所管する都道府県等が実施する食品衛生に係る認証等を取得していること。ただし、都道府県等が実施する食品衛生に係る認証制度等がない場合は、この限りではない。

第4 認証マークの定義

要綱第14第2項に規定する認証マークとは、別紙「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証マークの取扱要項」に定めるとおりとする。

第5 認証マークの使用者

市長は、要綱第14第1項の規定に基づき、認証書の交付を受けた食品等事業者に対し、認証マークの使用を認めるものとする。

第6 認証マークの使用の範囲

食品等事業者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合において認証マークを使用できるものとする。

- (1) 認証を取得した施設に掲示する場合
- (2) 認証を取得した施設で製造若しくは調理・加工した製品を販売する施設に掲示する場合
- (3) 認証を取得した施設で製造若しくは調理・加工した製品の容器包装に表示する場合
- (4) 認証を取得した施設で使用する配送車両又は運搬容器に表示する場合

- (5) 自己の印刷物や広告物及びホームページにおいて、認証を取得していることを紹介する場合
- (6) その他市長が適当であると認める場合

第7 認証マークの使用の制限

認証マークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができないものとする。

- (1) 自己のシンボルマーク又は商標として使用する場合
- (2) 要綱第15の規定に基づき認証を取り消された場合
- (3) 要綱第16の規定に基づき認証の辞退等を行った場合
- (4) その他市長が不適当と認める場合

第8 認証マークの使用料

認証マークの使用料は無料とする。

第9 認証マークのデータの提供

市長は、使用者に対して認証マークの電子データの取扱いについて教示し、本要領の適正な運用に努めるものとする。

- 2 使用者は、電子データを適正に管理しなければならない。

第10 認証マークについての報告及び調査

市長は、使用者に対し認証マークの使用状況について報告を求め、調査することができる。

- 2 市長は、前項により認証マークの使用が適切でないと認める場合は、使用者に使用を中止させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(廃止)

- 2 従前の京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要領は廃止する。

(施行期日)

- 3 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証マークの取扱要項

1 認証マークのデザイン

認証マークのデザインは、次のとおりとする。



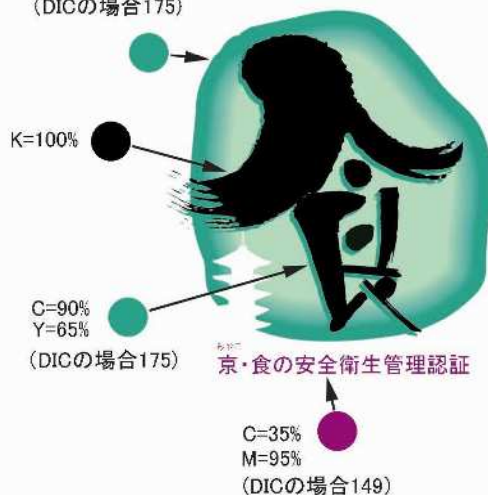
2 表示色等

表示は、カラー表示又は単色表示とする。配色及び書体については、提供する電子データ又は次のとおり表示すること。また、天地、左右の比率は変えないこと。

「京・食の安全衛生管理認証」の文字は、表示・非表示いずれでも可とする。

カラーで使用する場合の色指定

最も濃い部分
C=90%
Y=65%
(DICの場合175)



モノトーンで使用する場合の色指定

最も濃い部分
K=30%

